

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年9月1日(2022.9.1)

【国際公開番号】WO2021/141002

【出願番号】特願2021-570040(P2021-570040)

【国際特許分類】

C 0 7 C 2 6 3 / 1 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

C 0 7 C 2 6 5 / 0 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

C 0 7 C 2 6 3 / 1 6                    C S P

C 0 7 C 2 6 5 / 0 4

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月21日(2022.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0034】

化合物(A)の大気圧下における沸点は、250 以上が好ましく、270 以上がより好ましく、300 以上がさらに好ましい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

工程(3)により得られたイソシアナト基を有する(メタ)アクリル酸エステル化合物中の、N-二置換ホルムアミド化合物(A)の含有量は、イソシアナト基を有する(メタ)アクリル酸エステル化合物の安定性や重合の容易さの点から100質量ppm以下が好ましく、50質量ppm以下がより好ましく、20質量ppm以下がさらに好ましい。N-二置換ホルムアミド化合物(A)の含有量の下限としては、特に制限はなく、0質量ppmでもよい。過度に精製することは収率の観点から現実的ではないため、N-二置換ホルムアミド化合物(A)の含有量の下限は、例えば、1質量ppmであり、10質量ppmでもよい。

30

40

50